

「協議運賃分科会」の設置および

「函館市地域公共交通協議会分科会規程」の改正について

1 協議運賃分科会の設置について

(1) 設置理由

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）の改正に伴い、従前、当協議会で行っていた協議運賃に関する協議について、改正法第 9 条第 4 項に規定された者のみで協議する必要があることから、新たに分科会を設置することとしたい。

【 分科会構成委員 】

- ①市町村 … 函館市企画部 渡邊委員
- ②一般乗合旅客自動車運送事業者 … 函館バス(株) 森委員 (※)
- ③地方運輸局長 … 函館運輸支局 酒井委員
- ④関係住民の意見を代表する者 …
函館市町会連合会 高村委員
社会福祉法人函館市社会福祉協議会 佐々木委員
函館市女性会議 石崎委員

※ 事業者については、協議運賃を定めようとする事業者となるため、今後、他の事業者から新設等の申し出があった際には、当該事業者を構成員とすることとなる。

(2) 設置時期 令和 5 年 10 月 27 日～

(3) 設置要綱 別紙 1 のとおり

2 函館市地域公共交通協議会分科会規程の改正について

(1) 改正理由

前項の分科会の設置にあたり、法の規定により、協議運賃を定めようとする事業者が分科会の構成委員となる必要があることから、会長が特に必要と認めるときに限り、協議会委員以外の者が分科会に参画できるよう、所要の改正を行うこととしたい。

(2) 改正案 下記および別紙 2 のとおり

現行規程	改正規程（案）
(組織) 第 3 条 分科会を構成する委員は、協議会の委員の中から会長が指名する者とする。	(組織) 第 3 条 分科会を構成する委員は、協議会の委員の中から会長が指名する者とする。 <u>ただし、会長が特に必要と認めるときは、協議会の委員以外の者を分科会を構成する委員とすることができる。</u>

(3) 改正時期 令和 5 年 10 月 27 日

(別紙 1)

協議運賃分科会設置要綱

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 4 項に規定される運賃等（以下、「協議運賃」という。）について協議するため、函館市地域公共交通協議会規約第 8 条の規定に基づき、協議運賃分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 分科会は次の事務を所掌する。

- (1) 協議運賃に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事項

(委員)

第 3 条 分科会は次の各号に掲げる団体等に所属する者により構成する。

- (1) 函館市企画部
- (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 北海道運輸局函館運輸支局
- (4) 函館市町会連合会
- (5) 社会福祉法人函館社会福祉協議会
- (6) 函館市女性会議

2 委員の任期は、前項第 2 号に掲げる者にあつては当該協議運賃に係る協議が終了するまでとし、その他の者にあつては、函館市地域公共交通協議会の委員の任期と同様とする。

(委員長)

第 4 条 委員長は、前条第 1 項第 1 号に規定する者が務める。

(会議)

第 5 条 分科会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は出席した委員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。

(別紙 1)

4 会議は、原則として非公開とする。

5 会議は、書面にて開催することができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 7 条 分科会の庶務は、函館市地域公共交通協議会事務局において処理し、会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し、必要な事項は、委員長が分科会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 0 月 2 7 日から施行する。

(別紙 2)

函館市地域公共交通協議会分科会規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、函館市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）
第 8 条第 3 項の規定に基づき、函館市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の分科会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所 掌 事 務)

第 2 条 分科会は、規約第 3 条各号に掲げる事業について、専門的に協議または調整を行うものとする。

(組 織)

第 3 条 分科会を構成する委員は、協議会の委員の中から会長が指名する者とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、協議会の委員以外の者を分科会を構成する委員とすることができる。

(分 科 会 委 員 長)

第 4 条 分科会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、その分科会の事務を総理する。

4 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 分科会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議については、規約第 7 条の規定を準用する。

(協 議 結 果 の 取 扱 い)

第 6 条 規約第 8 条第 2 項の規定に基づく議決を行った事項については、協議会に報告するものとする。

(庶 務)

第 7 条 分科会の庶務は、協議会事務局が行う。

(補 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 2 5 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 0 月 2 7 日から施行する。